

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 102-8460

住所 とうきょうとちよだくいいだばし
東京都千代田区飯田橋3-10-10

氏名 めでいあふるーじやほんきかくかぶしきがいしゃ
メディアフロッジャパン企画株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ますだ かずひこ
増田 和彦

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
—	—	—	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスは、国民の新たな情報ニーズに応える新たなメディアとして、今後普及、発展が期待されております。</p> <p>本報告書は、当該サービスが急速な技術革新や流動的な事業環境下で実現されることを考慮し、事業運営上の自由度の確保や競争環境の整備等、これまでにない柔軟な制度整備について提言されており、非常に意義深いものと考えます。</p>
16 頁	15 行	第3章 周波数の割当て 1 サービスエリアにおける世帯カバー率	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスは、主として携帯電話のお客様を想定した放送サービスであり、サービスエリアの設計にあたっては、受信アンテナの据付けを想定した地上デジタルテレビ放送などと利用シーンが異なる点を考慮すべきと考えます。したがって、カバー率の定義や評価指標については、従来の世帯カバー率ではなく、例えば携帯電話と同じように人口カバー率とすること等を検討すべきと考えます。</p>
19 頁	15 行 — 19 行	第3章 周波数の割当て 2 割当て周波数の検討 (1) 複数のチャンネルの割当ての要否 イ 「全国向け放送」の扱い	<p>周波数割当てにあたっては、技術的困難性、ネットワーク構築の確実性、経済性等を考慮しつつも、周波数有効利用の観点を重視した割当てを行うべきと考えます。</p>

		<p>…</p> <p>ただし、今後、前述の世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要であることが明らかになった場合には、各事業者に割り当てられた周波数帯域幅を分割してその世帯カバー率を確保することや、免許を取り消す等の措置を講じざるを得ないが、こうした事態にもある程度は柔軟に対処できるよう、事業者への周波数割当では一定程度の余裕を見越して行うことが適当である。</p>	
30 頁	19 行 – 21 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(1) 参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)</p> <p>ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>…</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>ハード・ソフト分離を導入する場合、多額の資金を必要とするハード整備のインセンティブを確保するために、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれる措置を講じることに賛成致します。</p>
30 頁	28 行 – 29 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(1) 参入の枠組み</p> <p>エ NHK のノウハウ等の活用</p> <p>…</p> <p>こうした点で、NHK が有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p>	<p>新たな放送メディアである携帯端末向けマルチメディア放送サービスの普及・発展のため、また、お客様のニーズに対応するために、NHK が有するコンテンツやノウハウが活用できるよう、柔軟な制度対応を希望します。</p>

31 頁	22 行 – 25 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(2) 出資規律</p> <p>ア 放送局に係る表現の自由共有基準</p> <p>(イ) マルチメディア放送の扱い</p> <p>…</p> <p>具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p>	<p>新たなメディアである全国向けマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、緩和の方向とすることが適当との本報告書の趣旨に賛同します。</p>
32 頁	13 行 – 20 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(2) 出資規律</p> <p>ウ その他の出資規律</p> <p>…</p> <p>こうした点を重視し、マルチメディア放送に対する周波数の割当てを、携帯電話事業者に対する周波数の割当てであると捉えれば、新規の携帯電話事業者への割当てを優先するとの観点から、マルチメディア放送事業者に対する既存携帯電話事業者の出資を一定の範囲に制限することが考えられる。</p> <p>しかしながら、マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特</p>	<p>放送事業に対する異業種からの参入を促進する等の観点から、出資について特段の制限を設ける必要がないとの本報告書の趣旨に賛同します。</p>

		段の制限を設ける必要はないと考えられる。	
34 頁	5 行－14 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(1) 番組関係</p> <p>イ サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>BS放送やCS放送等のサイマル放送について特段の制約を設ける必要がないとする本報告書の趣旨に賛同致します。</p> <p>サイマル放送の是非については、本来お客様のニーズに依存する部分であり、比較審査の段階において新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等の是非については慎重に検討すべきと考えます。</p>
35 頁	9 行－14 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(2) 番組関係以外</p> <p>ア 有料放送・無料放送の別</p> <p>・・・</p> <p>この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねる</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスの普及・発展については、放送が有料か無料かではなく、コンテンツの内容や価格等、サービス全体としてお客様のニーズを満たすものかどうか重要であると考えます。例えば、携帯電話のインターネット接続やそれによって得られる着うたフル等の各種コンテンツサービスは、有料であっても多くのお客様の支持を得ていると同時に、コンテンツ産業の発展に寄与</p>

		<p>ことが適当と考えられる。</p> <p>しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。</p>	<p>(売上・利益とそれがあるからコンテンツ制作のインセンティブも働いているということ)している側面もあります。</p> <p>無料放送の実施については、専ら事業者が市場のニーズや事業の立ち上がり状況等によって判断すべきことであり、比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みが必要かについては、お客様のニーズを踏まえて慎重に検討すべきと考えます。</p>
36 頁	14 行 – 19 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(2) 番組関係以外</p> <p>イ 事業規律</p> <p>(ア) 利用者の限定</p> <p>…</p> <p>また、本懇談会において、現時点でマルチメディア放送に参入を希望している者に対しこの点についてヒアリングを行ったところ、いずれの者も、受信端末として携帯電話端末以外の端末を想定し、携帯電話事業者からの要望があれば原則として全てこれに応じる考えである旨を説明している。</p> <p>マルチメディア放送の利用者を限定することについては、こうした点を踏まえつつ、規律の必要性を含め、今後更に検討することが適当である。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスの受信を希望する携帯電話事業者に対しては、技術的困難性がある場合等の特別の事情がある場合を除き、端末普及の観点から、携帯電話事業者や端末の区別なく提供すべきと考えます。</p> <p>規律の必要性については、お客様のニーズに柔軟に対応する事業者の事業の幅を狭めることのないよう、慎重に検討すべきと考えます。</p>
37 頁	1 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p>	<p>文脈から推察すると、「不公正な扱い」よりも「不公平な扱い」の方がより適切であると考えます。</p>

		<p>(2) 番組関係以外 イ 事業規律 (イ) 認証・課金業務の提供 … この事業者放送事業車間や利用者との間で不公正な扱いを行うことも考えられる。</p>	
37 頁	8 行－12 行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (2) 番組関係以外 イ 事業規律 (イ) 認証・課金業務の提供 … マルチメディア放送について、認証・課金業務の適正かつ確実な運営の確保は必要であると考えられることから、今後具体化されることが見込まれるマルチメディア放送の具体的な提供形態等を視野に入れ、放送法における有料放送管理業務の制度を踏まえつつ、利用者の利益確保のために必要な措置について検討することが適当である。</p>	原則として規制強化とならないようにすることが適当と考えます。
38 頁	15 行－24 行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (2) 番組関係以外 ウ 利用者の保護 …</p>	本報告書にあるとおり、新たなお客様のニーズに応える新規性のあるサービスの提供を行う観点から、利用者の保護については事業者の取組みに委ね、事業者は利用者保護に十分配慮して適切に対応することが重要と考えます。

		<p>他方、マルチメディア放送の具体的なビジネスモデル等が明らかでない中で、こうした懸念をことさらに指摘することは必ずしも適当ではなく、場合によっては、新たなニーズに応える新規性のあるサービスの提供を萎縮させることにもなりかねない。</p> <p>このため、国民が新たなマルチメディア放送を安心して活用できるよう、まずは、関係の事業者が、以上の点を踏まえ、現在、放送や通信サービスについて利用者保護の観点から行われている仕組み等を参考としつつ、適切に対応することが必要と考えられる(注)。</p> <p>また、同時に、利用者においても、こうしたサービスの利用に関するメディアリテラシーを有するようにすることが期待される。</p>	
39 頁	8 行 - 15 行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(2) 番組関係以外</p> <p>エ 端末の普及の施策</p> <p>...</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取り組みを促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」(「新型コミュニティ放送」を含</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスの受信端末の普及に最も重要なのは、お客様のニーズに合ったサービスが提供されることであり、端末提供者は異なる技術方式であっても、お客様のニーズがあれば、基本的にはこれに応えるべく対応すると思われるため、技術方式の同一性は必ずしも重要ではないと考えます。</p>

		む。)及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。	
43 頁	4 行－16 行	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(3)国内規格の統一の要否</p> <p>イ「全国向け放送」について</p> <p>…</p> <p>こうしたことを勘案すると、「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。</p> <p>他方、現在検討対象となっている技術方式(注)については、基本的に技術的な優劣はなく、これにより実現できる放送に差はないと考えられ、上記(2)のとおり、諸外国でも基本的に複数方式を導入している例は少ない等の事情もある。</p> <p>こうしたことからすれば、複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスでは、各事業者が技術方式も含めて自由に創意工夫することにより付加価値のあるサービスが実現されるものと考えます。したがって、各事業者がリスクを負って自らの事業戦略に合った技術方式を選択できることが重要であり、基本的に全ての技術方式を国内規格とするという本報告書の趣旨に賛同します。なお、将来的な技術方式の統一については、市場の選択に委ねるべきと考えます。</p>

45 頁	25 行 - 33 行	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>2 国内規格の定め方</p> <p><参考></p> <p>「比較審査の項目」を検討するに当たっては、例えば、次のようなことが参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受信端末の費用」に関して、本懇談会がロイヤルティについて、関係の事業者等にヒアリングをしたところ、各技術方式間で、その考え方や料率等について、一定の差異が認められた。 ・「利用者の利益の確保」等に関して、次により受信端末の一層の普及が実現するとの考え方がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 携帯電話端末へのコストインパクトができる限り軽減できること。 - V-LOWとV-HIGHの技術方式の整合性が確保されること。 	<p>市場競争環境下における一競争要因としてコストがありますが、コストはグローバルな市場規模、技術的実現可能性、性能等いろいろな要素が関係しますので、ロイヤリティの面のみを殊更取り上げる必要はないと考えます。</p> <p>また、携帯端末向けマルチメディア放送の受信端末の普及に最も重要なのは、お客様のニーズに合ったサービスが提供されることであり、端末提供者は異なる技術方式であっても、お客様のニーズがあれば、基本的にはこれに応えるべく対応すると思われるため、V-LOWとV-HIGHの技術方式の整合性は必ずしも重要ではないと考えます。</p> <p>なお、比較審査の項目としては、周波数効率(同一周波数幅での同時送信チャンネル数)や技術的完成度、エリア整備の考え方、投資額、端末普及計画などを検討すべきと考えます。</p>
46 頁	3 行 - 11 行	<p>第6章 今後のスケジュール</p> <p>1 全体</p> <p>2011年7月以降、速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、総務省及び関係者においては、本報告書の提言を踏まえ、直ちに、制度面・技術面の双方に係る具体的な検討を開始することが求められる。</p> <p>この検討については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2009年中に、事業者の参入のための条件整備を行うこと、 ② 2010年半ばを目途とし、サービスを提供する事業者を確定さ 	<p>制度面・技術面の十分な検討が必要であることは理解しますが、周波数の効率的利用の観点からも、可能な限り早期(2009年度中)に事業者選定を行って頂くことを希望します。特に我が国の ICT 競争力確保の観点でも、他国のサービス導入に出遅れることは望ましくないと考えます。</p>

		せ、受信端末の開発・製造等の対応、送信設備の設置をはじめとする無線局の工事等の期間を確保すること(注)、が必要であると考えられる。	
--	--	---	--